



# 明るい選挙広報誌 南薩しろばら Vol.12

県入選



南さつま市立万世中学校  
3年 古園 愛香

鹿児島県明るい選挙推進協議会会長賞



南九州市立宮脇小学校  
6年 瀬川 唯来



指宿市立指宿小学校  
3年 奈良 千桜



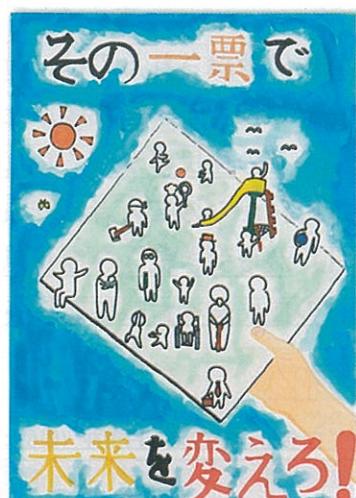
南さつま市立笠沙小学校  
5年 上村 仁誓



指宿市立西指宿中学校  
1年 高杉 心優



枕崎市立桜山中学校  
3年 笠原 愛珠



枕崎市立立神中学校  
3年 楠 龍弥

たくさんのご応募ありがとうございました。

掲載できなかつた作品からも選挙に対する想いや願いが伝わってきました。

令和元年度（第71回）明るい選挙啓発ポスターコンクール応募作品（一部掲載）



このポスターコンクールは、公益財団法人明るい選挙推進協会・都道府県選挙管理委員会連合会・都道府県選挙管理委員会・市区町村選挙管理委員会が主催しています。

# 高校で模擬選挙を実施



令和元年6月12日、枕崎市にある県立鹿児島水産高等学校の全校生徒を対象に模擬選挙が行われました。

平成28年度に続き今年度で2回目の実施となります。

今回は、仮の鹿児島県知事選挙に3名の立候補があったという想定で行われ、3名の立候補者のマニフェスト（選挙公約等）の映像を視聴した後、実際の選挙と同様の流れで投票・開票を体験しました。

そのほか、選挙に関する講話もあり、参加した生徒から、「選挙は大切だと思う。」「自分の1票で未来が決まるということを改めて感じた。」「もし投票箱を開けたらどうなるか知りたかった。」などの意見があり、選挙に関する興味・理解を深めました。

## 令和2年度実施予定の選挙

# 鹿児島県知事選挙

令和2年7月27日任期満了

※選挙期日は、任期満了日前30日以内に行われ、少なくとも17日前に告示される予定です。

## 選挙人名簿登録者数

選挙人名簿に登録されるのは、その市町村に住所を持つ年齢満18歳以上の日本国民で、その住民票がつくられた日（他の市町村からの転入者は転入届出をした日）から引き続き3箇月以上その市町村の住民基本台帳に記録された人です。

○令和元年12月1日現在（単位：人）

	男	女	計
枕崎市	8,210	9,734	17,944
指宿市	15,769	18,567	34,336
南さつま市	13,148	15,677	28,825
南九州市	13,740	16,045	29,785

## 引っ越ししたら住民票の異動を！

進学や就職等で引っ越しをしたら、住民票を異動することが法律で義務付けられており、選挙人名簿登録などにつながる大切な手続きです。住所を変更するときは、必ず市区町村役場で手続きを行いましょう。

## 住民票異動の手続方法

- ①引っ越し前の市区町村役場に転出届を提出して転出証明書をもらう。
- ②引っ越し先の市区町村役場に転入した日から14日以内に転出証明書を添えて転入届を出す。（マイナンバーカード又はマイナンバー通知カードが必要です）



## 選挙について

南さつま市 塙 広大



平成27年6月、公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げにより、18歳からの投票が可能になりました。

私はこのことを他人事のように感じていました。それは、政治についてどちらかといえば関心がなく、私が投票してもしなくても何も変わらないと思っていたからです。

近年、政治への関心や興味がないなどの理由で、若年層の政治離れが問題となっており、投票率も低いとよく聞きます。

しかし、選挙権があることは自分の意見を政治に反映させることができる数少ない機会です。自分たちが入れた一票が「より良い未来」を作る一票になるかも知れません。政治は難しいからと言って、投票しないのはもったいないことです。

私は新聞やテレビから少しずつ政治について学んでいきたいと思います。

皆さんも一緒に政治について関心をもち、意義ある投票をしましょう。

## 投票の重要性

南九州市 寶代 晴



2015年、公職選挙法が改正され選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

若い世代の政治参加により投票数も増えることになるはずでした。

ですが、実際の若者は政治に関心があまりないことから投票率が低いことが問題になっています。政治に対するイメージがなかったり、意識が低かったりと様々な要因があると考えられます。確かに私も投票する機会がなければ選挙がどのようなものなのか、候補者はどのような政策意図を持っているのかを考えることもなかったと思います。

しかしながら、選挙は私たちの未来を担っていくためのものなので、将来を見据えて代表者を選ぶことはとても大事なことです。

まずは、今の若者が次の世代に社会がより良いものになるために、国の未来を決める重要な役割を任されていることの自覚と責任を持つことから始めましょう。そして、知識を身につけ、その知識を共有し、少しでも自分たちの意見が反映されるような未来を創っていくことが大切です。

## どんな未来にするかは自分で選ぼう

## 選挙について

指宿市 丸山華穂



2016年から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、10代である私たちも投票をすることができるようになりました。

しかし、政治のことにはあまり関心がなかったため、どこの誰に、どの政党に投票して良いのか分からず、とりあえず投票をしてしまいました。それまで、自分の一票だけでは何も変わらないと思っていたのですが、実際に投票をしてみて、自分の考えを持たずに投票することは、自分たちの未来のための選択を無駄にしているということに気がつきました。

みなさんの中にも、私と一緒にとりあえずという安易な気持ちで投票してしまっている若い人も多くいるのではないかと思います。私は、少しだけでも選挙のことについて知るために、今までよりもニュースや新聞、SNS等で情報を仕入れてから投票所に行くことにしたいと思います。これからは、与えられた権利を無駄にしないために投票へ行き、自分たちの未来へつながる一票にしていきたいです。

## 選挙にも関心を

枕崎市 永江美貴



あなたは選挙というイベントに参加しましたか。投票権があるにも関わらず一度も投票したことがない方もいるのではないでしょうか。もったいない。せっかく自分の意思を反映させられるチャンスなのに。

公職選挙法の改正により、18歳以上から投票が可能となりました。

しかし、投票率は思っていたよりも低いものでした。なぜでしょうか。政治よりも優先度の高い多くの関心事に囲まれているからでしょうか。選挙は国全体の一大イベントです。日本に住んでいるなら関係ないとは言えないはずです。例えば、「消費税・子育て・年金・働き方改革」全部完璧に現状を説明できる人は少ないのではないでしょうか。

まずは知るところからです。そして、ほんやりとでも自分の考えを持ちましょう。一票では目に見て何かが変わるわけではありません。

でも、一票がたくさん集まればそれは大きな力、意志に変わります。



南薩しろばら



投票制度には投票所での投票のほかにさまざまな状況を考慮した投票方法があります。

今回は、身体に障害のある方または、介護の必要な方を対象とした郵便等による不在者投票について説明します。

## 郵便等による不在者投票

### (1) 対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、下記の表に該当する方（○印の該当者）または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体 障 害 者 手 帳	障害名	障害の程度			戦 傷 病 者 手 帳	障害名	障害の程度				介 護 保 険 の 被 保 険 者 証	要介護 状態区分
		1級	2級	3級			特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/		両下肢、体幹の障害	○	○	○	/		
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	-	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		
	免疫、肝臓の障害	○	○	○								

※手帳の記載では該当するかどうかわからないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

### (2) 手 続

#### (i) 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる者であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。

申請に必要な書類は、選挙人が署名をした申請書、身体障害者手帳または戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証です。郵便等投票証明書は郵便等により選挙人へ送付されます。

#### (ii) 投票手続

選挙人は名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙・投票用封筒の請求を行います。請求に必要な書類は、選挙人が署名をした請求書、郵便等投票証明書です。投票用紙・投票用封筒は郵便等により選挙人へ送付されます。

選挙人は自宅等現在する場所で、投票用紙に候補者名等を記載し、投票用封筒に入れた後、その表面に署名して、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に郵便等により送付します。

## 令和元年7月21日執行 第25回参議院議員通常選挙（選挙区）投票状況

	枕崎市	指宿市	南さつま市	南九州市	県全体	全国
投票者数(人)	8,130	15,994	14,923	14,167	627,480	51,671,922
今回投票率(%)	44.78	46.05	51.10	46.84	45.75	48.80
前回比較	△9.45	△12.11	△9.64	△12.12	△10.11	△5.90

# 南薩支会内で行われた 平成31年1月～令和元年12月の選挙結果

平成31年4月7日執行

## 鹿児島県議会議員選挙

指宿市区

選挙当日有権者数 34,149人

投票率 55.99%

候補者氏名	得票数	当落
小園しげよし	10,667	当
松村しんいち	7,756	
うえおく 郁男	500	

各市区の無投票当選者は下記の方です。

枕崎市区	西村 协
南さつま市区	そのだ 豊
南九州市区	田畠 浩一郎

(定数1人)

平成31年4月21日執行

## 枕崎市議会議員選挙

無投票当選者は下記の方々です。(届出順)

中原しげのぶ	ねじめ 通男	まかや 弘美
吉松ゆきお	永野けいいちろう	東 み子
上迫まさゆき	城森 しあき	しみず 和弘
とよとめ 栄子	立石 ゆきのり	下竹 よしろう
よしみね 周作	沖園 つよし	

(定数14人)

令和元年7月21日執行

## 第25回参議院議員通常選挙

(鹿児島県選出議員選挙)

開票結果

候補者氏名	前田しゅうじ	合原ちひろ	おつじ秀久
枕崎市	971	2,297	4,728
指宿市	2,010	5,175	8,476
南さつま市	1,855	4,913	7,883
南九州市	1,932	4,112	7,889
県全体	112,063	211,301	290,844

※各市の投票率は4ページをご覧ください。

令和元年12月15日執行

## 南九州市長・市議会議員選挙

選挙当日有権者数 29,552人

市長選挙の無投票当選者は下記の方です。

南九州市長	ぬるき 弘幸
-------	--------

市議会議員選挙(定数20人)

投票率 56.57%

候補者氏名	得票数	当落
上赤ひでと	1,413	当
くらもと慎一	1,134	当
大久保たい一	1,112	当
ひおか 友幸	937	当
吉永けんぞう	920	当
かじさたみお	892	当
取違ひろふみ	876	当
西つぎお	856	当
菊永ただゆき	756	当
内園ちえ子	714	当
今吉けんじ	710	当
大倉野ゆみ子	693	当
山下つきみ	685	当
よねみつ孝二	662	当
竹迫つよし	638	当
おおくらの忠浩	634	当
松久保正たけ	617	当
はまだしげひさ	550	当
西山一	520	当
川畠実道	504	当
さめしま信行	504	
園田すみひろ	257	

※得票順20番目の候補者2人の得票数が同数であったため、公職選挙法第95条第2項の規定により、選挙会においてくじを実施し、川畠実道候補を当選人と決定しました。

※得票数は、小数点以下を切り捨てています。



## 三ない運動

「三ない運動」とはお金のかからない政治選挙を目指して、公職選挙法により禁止されている寄附行為をしないようにしようとするものです。



政治家は有権者に寄附を  
**贈らない**



有権者は政治家に寄附を  
**求めない**



政治家から有権者への寄附は  
**受け取らない**

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三ない運動」を行っています。

現在でも「三ない運動」は明るい選挙推進運動の柱のひとつです。政治家や候補者、有権者一人ひとりが十分気をつけ、ルールを守りましょう。

## 政治家からの寄附禁止

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めるかもしれません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

### 禁止されている寄附（例）

- |  |              |
|--|--------------|
| ✗ 病気見舞い  | ✗ 葬式の花輪、供花   |
| ✗ 祭りへの寄附や差入れ   | ✗ 落成式、開店祝の花輪 |
| ✗ 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ                                   | ✗ 入学祝、卒業祝    |
| ✗ 町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲食物の差入れ                                | ✗ お中元、お歳暮    |
| ✗ 結婚祝、香典（政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。） |              |

## 選挙違反の主なケース

### 買 収 罪

金銭、物品、供應接待などによる票の獲得や誘導。金銭などを実際に渡さなくても、約束をするだけでも違反となります。また、買収に応じたり、買収を促したりした場合も処罰されます。

### 利害誘導罪

特定のあるいは限られた範囲内の有権者や選挙運動者に対し、その者またはその者と関係のある団体（寺社、会社、学校、組合、市町村等）に対する寄附などの特殊の直接利害関係を利用して投票を誘導した場合に成立します。また、利害誘導に応じたり、利害誘導を促した場合も処罰されます。

### 選挙妨害罪

有権者や候補者などへの暴行や威迫、集会や演説の妨害、文書図画の毀棄、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信なども処罰されます。